

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 115 号 令和 6 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘要
第 1 条の歳出中 1 款 議会費 2 款 総務費	全部 1 項 総務管理費 2 項 徴稅費 4 項 選挙費 6 項 監査委員費 1 項 労働諸費 1 項 商工費 全部 1 項 教育総務費 3 項 中学校費 5 項 社会教育費 6 項 保健体育費 全部	3 目 24 節 社会福祉基金積立金、5 目、6 目、9 目を除く 1 目 4 目 18 節 ジャズフェスティバル実行委員会負担金
5 款 労働費 7 款 商工費 9 款 消防費 10 款 教育費		1 目 13 節、3 目 17 節、8 目、14 目、17 目を除く 1 目、2 目、3 目を除く
12 款 公債費 第 2 条 債務負担行為の補正		令和 7 年度 広報はちのへ印刷経費、南郷コミュニティ交通運行事業、市民活動サポートセンター指定管理料、青葉湖展望交流施設指定管理料、課税入力業務委託料、南郷図書館等指定管理料

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

議案第 122 号 令和 6 年度八戸市学校給食特別会計補正予算

議案第 128 号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 129 号 八戸市職員の寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 130 号 八戸市いじめ防止対策推進条例の制定について

議案第 135 号 処分事件の報告及びその承認を求めるについて
(令和 6 年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第 140 号 指定管理者の指定について
(市民活動サポートセンター)

議案第 141 号 指定管理者の指定について
(青葉湖展望交流施設)

議案第 142 号 指定管理者の指定について
(南郷図書館及び図書情報センター)

議案第 146 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのもの

2 改正の内容

(1) 一般職の職員

① 給料表の改定

若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料月額の引き上げ

② 初任給調整手当の改定

医療職給料表(一)の適用を受ける医師等に対する支給月額の引き上げ

③ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げ

(暫定再任用職員を含む定年前再任用短時間勤務職員は、期末手当を0.025月分、勤勉手当を0.075月分引き上げ)

【期末手当】

区分	現 行	改定後	
		(A)令和6年度改定分	(B)令和7年度改定分
定年前再任用 短時間勤務職 員を除く職員	6月期	1.225月分	1.225月分
	12月期	1.225月分	1.275月分
	計	2.45月分	2.50月分
定年前再任用 短時間勤務職 員	6月期	0.6875月分	0.6875月分
	12月期	0.6875月分	0.7125月分
	計	1.375月分	1.40月分

【勤勉手当】

区分	現 行	改定後	
		(A)令和6年度改定分	(B)令和7年度改定分
定年前再任用 短時間勤務職 員を除く職員	6月期	0.975月分	0.975月分
	12月期	0.975月分	1.075月分
	計	1.95月分	2.05月分
定年前再任用 短時間勤務職 員	6月期	0.4625月分	0.4625月分
	12月期	0.4625月分	0.5375月分
	計	0.925月分	1.00月分

④ 改正する条例

八戸市職員の給与に関する条例

(2) 特別職の職員等

① 期末手当の改定

期末手当の支給割合を0.10月分引き上げ

区分	現 行	改定後	
		(A)令和6年度改定分	(B)令和7年度改定分
市民病院事業 管理者を除く 特別職等	6ヶ月期	1.65月分	1.65月分 <u>1.70月分</u>
	12ヶ月期	1.65月分	<u>1.75月分</u> 1.70月分
	計	3.30月分	<u>3.40月分</u> 3.40月分
市民病院事業 管理者	6ヶ月期	1.875月分	1.875月分 <u>1.925月分</u>
	12ヶ月期	1.875月分	<u>1.975月分</u> 1.925月分
	計	3.75月分	<u>3.85月分</u> 3.85月分

② 改正する条例

- 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

3 施行期日等

公布の日から施行する。

ただし、一般職の職員の給料表、初任給調整手当の改定並びに期末手当及び勤勉手当の改定のうち令和6年度改定分については令和6年4月1日から適用し、特別職の職員等の期末手当の改定のうち令和6年度改定分については令和6年12月1日から適用する。

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに特別職の職員等の期末手当の改定のうち令和7年度改定分については令和7年4月1日から施行する。

八戸市職員の寒冷地手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、職員の寒冷地手当の額を改定するためのもの

2 改正の内容

世帯等の区分に応じた寒冷地手当の支給額を表のとおり改定する。

世帯等の区分		現行	改定後
世帯主である職員	扶養親族のある職員	17,800円	19,800円
	その他の世帯主である職員	10,200円	11,400円
他の職員		7,360円	8,200円

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

議案第130号　八戸市いじめ防止対策推進条例の制定について

1 条例制定の目的

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）についての基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員並びに保護者の責務等を明らかにするとともに、市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 条例制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童等だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体で取り組むべき重要課題といえる。

大人も児童等も「いじめは絶対に許されない行為であること」を十分に理解した上で、常に当事者意識を持ち、それぞれの責務を自覚し、互いに協力し合いながら、将来にわたっていじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の取組を確実に推進し、児童等が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指さなければならない。

こうした決意の下、本市のいじめの防止等に係る基本理念を明らかにし、そのための施策を推進するため、本条例を定める。

3 条例制定の効果

本条例の制定により、いじめの防止等に関する施策・措置を行うにあたっての基本的で重要な考え方・方向性を社会全体で共有し、各主体の責務・役割を明確にすることで、いじめの防止等に関する施策を確実に推進させるものである。

4 条例概略

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年1月1日

八戸市いじめ防止対策推進条例 概略

【目的】 第1条

本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員並びに保護者の責務等を明らかにするとともに、市の対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。



【基本理念】 第3条

- 1 いじめの防止等の対策は、全ての児童等が互いに理解し合い、生命及び人権を尊重して、いじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを目指して行わなければならない。
- 2 いじめの防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめを受けた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにしなければならない。
- 3 いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護及び救済し、並びに安全や安心を保障することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、教職員、保護者、市民等及びその他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。



【市立学校及び教職員の責務】第7条

各主体との連携、学校全体での取り組み、適切・迅速な対処

【教育委員会の責務】第6条

学校・保護者・関係機関等と連携し必要な措置を講ずる

【市の責務】第5条

施策を策定し、総合的・効果的な推進

【保護者の責務】第8条

規範意識を養うための指導、いじめからの保護、市・教育委員会・学校の措置へ協力

【八戸市いじめ防止基本方針の策定】第10条

【いじめの防止のための措置】第11条

【いじめの早期発見のための措置】第12条

【市民等の役割】第9条

健全に過ごすことができる環境づくり、情報提供、いじめ防止等の措置へ協力

【関係機関との連携】第13条

【重大事態に係る報告】第14条

市立学校から教育委員会を通じて市長に報告

【教育委員会による対処】第15条

市立学校からの報告を受け、調査主体を決定。調査結果を市長に報告

【市長による対処】第16条

調査結果報告内容が不十分と認めるときは、再調査を実施。調査結果を議会に報告

【いじめ問題専門委員会】第17条

教育委員会の諮問に応じ重大事態の調査・審議を行う

【いじめ問題再調査委員会】第18条

市長の諮問に応じ調査結果の再調査を行う

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

1 理由

当市が加入している青森県市町村税滞納整理機構が属する青森県市町村総合事務組合において、構成団体である西北五環境整備事務組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき協議するもの。

なお、規約の変更に係る協議は、地方自治法第 290 条により議会の議決を経ることを要する。

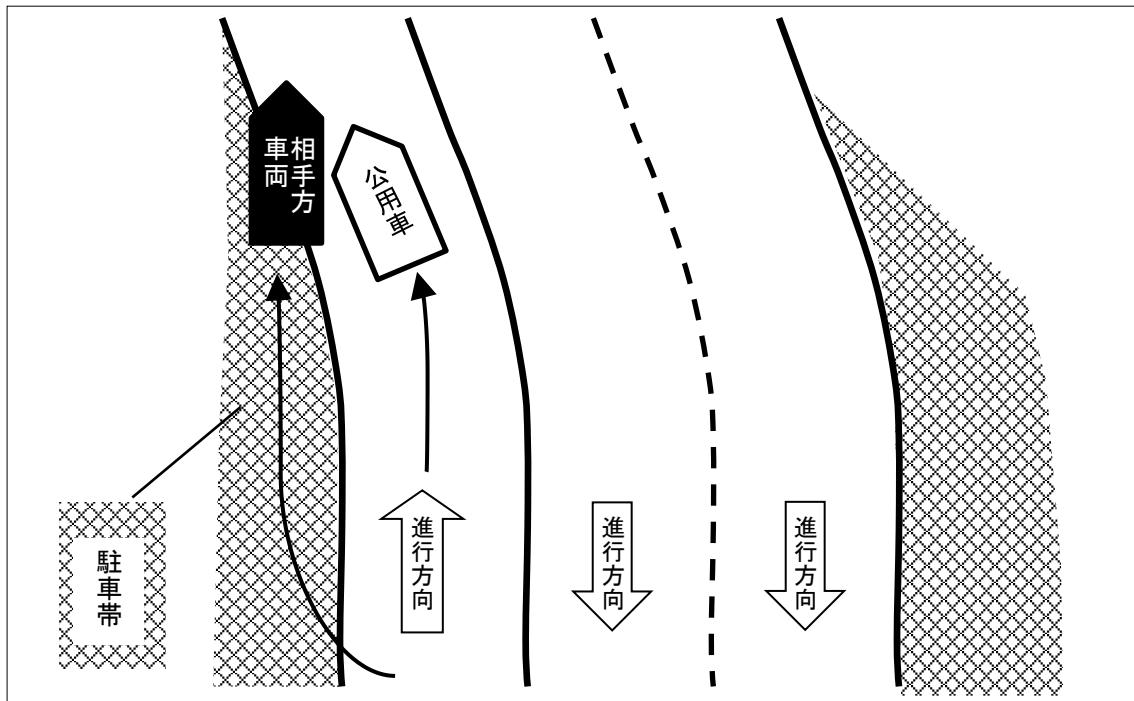
2 青森県市町村総合事務組合の概要

経緯	地方自治法第 284 条第 1 項に基づく一部事務組合として平成 19 年 4 月 1 日に発足。平成 24 年 4 月には市町村税等の滞納整理を市町村と協働して行う専門機関として市町村税滞納整理機構を設置。	
組織団体数	10 市、30 町村、21 一部事務組合、3 広域連合 ※八戸市は令和 5 年 6 月 1 日に市町村税滞納整理機構へ加入	
共同処理する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤消防団員に対する損害補償に関する事務 ・消防作業に従事した者、又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務 ・応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する事務 ・水防に従事した者に対する損害補償に関する事務 ・非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務 ・消防職員及び消防団員に対する賞じゅつ金の支給に関する事務 ・非常勤消防団員に対する福祉事業に関する事務 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 	7 市、30 町村 及び 7 一部事務組合
	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に関する事務 	7 市、30 町村、 21 一部事務組合 及び 3 広域連合
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村税等の滞納整理に関する事務 	10 市、30 町村
	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県自治会館の設置、管理及び運営に関する事務 	30 町村

3 規約施行日 令和 7 年 4 月 1 日

自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 発生日時 令和6年9月6日（金）午後4時15分頃
- 2 発生場所 みちのく有料道路（青森県上北郡七戸町字五庵ノ下地内）
- 3 損害物 相手方：運転席側後方擦り傷（ドア周辺、バンパーなど）
八戸市：助手席側前方擦り傷（ドア周辺、バンパーなど）
- 4 発生状況 みちのく有料道路を走行中、本車線左側に整備された駐車帯の前に差しかかったとき、後続の相手方車両が駐車帯に進入、そこから加速して公用車に追い越しをかけ、本車線に戻る際、公用車左側のフロントドアからフロントフェンダー、バンパーにかけ衝突したもの。



- 5 損害賠償額 88,521円（公益社団法人全国市有物件災害共済会より給付）
- 6 専決処分月日 令和6年12月5日（木） 処分第30号